第20-(14)号様式

一般型・手続委託型用

臨　時　販　売　場　設　置　届　出　書

収受印

令和　　年　　月　　日 ＿＿＿＿＿税務署長殿	届出者	(フリガナ) 納税地	(〒　　－　　) (電話番号　　－　　－　　)
		(フリガナ) 氏名又は名称及び代表者氏名	
		法人番号	※　個人の方は個人番号の記載は不要です。

下記のとおり、臨時販売場を設置するので届出します。

臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号		
臨時販売場を設置しようとする期間		令和　　年　　月　　日から　令和　　年　　月　　日まで
免税販売手続の区分		□　一般型　　□　手続委託型
設置しようとする臨時販売場の所在地		(〒　　－　　)
設置しようとする臨時販売場の名称		
臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた年月日		令和　　年　　月　　日
特定商業施設内で手続委託型の臨時販売場を設置しようとする場合	特定商業施設の区分	□　1　商店街振興組合法第２条第１項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区 □　2　中小企業等協同組合法第３条第１号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域でその大部分に一の商店街が形成されている地域 □　3　大規模小売店舗立地法第２条第２項に規定する大規模小売店舗 □　4　一棟の建物（上記３に該当するものを除く）
		設置しようとする臨時販売場は、上記特定商業施設の区分１「地区」又は２「地域」に所在する販売場とみなして消費税法施行令第18条の２第５項の規定の適用を受ける販売場である。　□　は　い
		設置しようとする臨時販売場の所在する特定商業施設は、消費税法施行令第18条の２第６項の規定の適用を受ける特定商業施設である。　□　は　い
	特定商業施設の所在地	
	特定商業施設の名称	
	承認免税手続事業者の氏名又は名称	
	承認免税手続事業者の納税地	
参考事項		
税理士署名		(電話番号　　－　　－　　)

※税務署処理欄	整理番号		部門番号		番号確認		通信日付印	年　月　日	確認		
	届出年月日	年　月　日	入力処理	年　月　日	台帳整理	年　月　日					

注意　1．この届出書は、臨時販売場を設置する日の前日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

2．税務署処理欄は、記載しないでください。

臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）の記載要領等

臨時販売場設置届出書は、臨時販売場（一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場をいいます。）を設置しようとする事業者（既に一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限ります。）として承認を受けた事業者が、臨時販売場を設置する場合に、その設置日の前日までに提出するものです（法８⑨、規則 10 の９①一②一）。

なお、この届出書は、臨時販売場を設置しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

（注）　提出した「臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）（第 20－⒁号様式）」の記載内容について変更があった場合には、「臨時販売場変更届出書（第 20－⒃号様式）」を提出する必要があります（令 18 の５⑤、規則 10 の９③）。

【記載要領】

⑴　「臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号」欄は、臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号の通知を受けている場合に記載します。

⑵　「臨時販売場を設置しようとする期間」欄は、設置しようとする臨時販売場の設置期間（７月以内）を記載します。

⑶　「免税販売手続の区分」欄は、設置しようとする臨時販売場における免税販売手続の区分にチェックします。

⑷　「設置しようとする臨時販売場の所在地」欄及び「設置しようとする臨時販売場の名称」欄は、設置しようとする臨時販売場の所在地及び名称を記載します。

⑸　「臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた年月日」欄は、臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた年月日を記載します。

⑹　「特定商業施設の区分」欄は、臨時販売場が所在する特定商業施設の区分にチェックします。

なお、設置しようとする臨時販売場が消費税法施行令第 18 条の２第５項の規定の適用を受けるものである場合、又は設置しようとする臨時販売場が所在する特定商業施設が同条第６項の規定の適用を受けるものである場合には、該当欄の「はい」にチェックしてください。

（注）　同条第５項の規定の適用を受けるものである場合には、特定商業施設の区分３（大規模小売店舗）ではなく、区分１（地区）又は区分２（地域）にチェックして下さい。

⑺　「特定商業施設の所在地」及び「特定商業施設の名称」欄は、臨時販売場が所在する特定商業施設の所在地及び名称（施設名、商店街名等）を記載します。

なお、⑹で消費税法施行令第 18 条の２第６項の規定の適用を受けるものであるため「はい」にチェックした場合には、同項の規定の適用を受ける特定商業施設の所在地及び名称（例：○○商店街及び△△商店街）を記載します。

⑻　「承認免税手続事業者の氏名又は名称」及び「承認免税手続事業者の納税地」欄は、設置しようとする臨時販売場における免税販売手続の代理に関する契約を締結した承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地を記載します。

添　付　書　類　の　確　認　（確認欄にチェックしてください。）		確認
1	臨時販売場を設置する場所の付近の見取図	□
2	届出書に記載した臨時販売場の所在地に臨時販売場を設置することを証する書類 （テナント契約書、出店許可書の写しなど）	□
3	その他参考となる書類	
	取扱商品リストなど	□
	その他（　　）	□
【特定商業施設内で手続委託型の臨時販売場を設置する場合、上記に加え以下の書類】		
4	特定商業施設の見取図又はこれに類する書類	□
5	承認免税手続事業者との間で締結した免税販売手続の代理に関する契約書の写し	□
6	特定商業施設に該当することを証する書類（組合の定款の写し、大規模小売店舗の新設・変更に関する届出等の写し、建物の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し）	□
7	その他参考となる書類	
	臨時販売場で発行するレシートのひな型など	□
	その他（　　）	□